

平成25年10月分からの年金額の改定について

○現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、**本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）**となっています。

○平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代の年金額を確保し、世代間の公平を図ることとなりました。

○このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われます（10月分の年金は、通常は12月にお支払いします。）。

なお、今後の解消のスケジュールは、平成26年4月にマイナス1.0%、平成27年4月にマイナス0.5%を予定しています（実際の年金額の改定については、物価・賃金の状況により、決まります。）。

○改定後の年金額は、年金額改定通知書等により、お知らせします。

〈 参考 〉 平成25年4～9月と平成25年10月以降における年金額の比較

	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月以降（月額）※1
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）：1人分]	65,541円	64,875円
厚生年金※2 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	230,940円	228,591円

※1 平成25年10月以降の年金額は、法律で定められた計算方法に従って年金額を計算していることや端数処理などの関係で、平成25年4～9月の年金額の1.0%を引き下げた額と一致するものではありません。

※2 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準